



柳井市漁業用機械等整備費支援事業



～漁業の省力化・効率化をサポートします！～

目的

漁業者の減少・高齢化が進む中、持続可能な漁業を目指して、省力化・効率化のための漁業用機械導入を支援します！

補助対象者

漁業組合へ所属する正組合員のうち、住民票と船舶保管場所が市内にある者で、市税滞納がない方（山口県漁業協同組合柳井支店、平郡支店、大島漁業協同組合、神代漁業協同組合）

補助率・限度額

- 補助率：1点あたり税抜10万円以上の漁業用機械設備購入費の1/3(千円未満切捨て)
- 限度額：10万円

受付期間・申請方法

【受付期間】

- 令和8年4月13日(月)～ 予算上限に達し次第終了 ※先着順・書類完備が条件

【申請方法】

- 申請書に必要書類を添えて、農林水産課へ提出してください(郵送・FAX・メール等不可)。 ※市HPからダウンロードも可能！
- 機械購入や施設整備の前に申請し、交付決定を受ける必要があります！
※1年度に1回のみ申請可能

補助対象経費

- 補助対象者所有の船舶に直接装着する漁業用機械の購入経費
魚群探知機／ネットローラー／ウインチ／サイドローラーなど
※【中古可】2年以上の耐用年数＋整備保証付き

注意事項

- 漁業組合へ所属する正組合員で住民票と船舶保管場所が市内であること
- 国・他団体・市の他補助金との併用不可
- 施行状況の調査・資料提出等にご協力ください
- 収支・関係書類は5年間保存

お問い合わせ

柳井市農林水産課 TEL:0820-22-2111

